

収入基準

《収入月額の算出の方法》

入居資格の有無を判定する根拠である「収入月額」とは、国や市の定めたきまりに基づいて算出したものです。一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがって、あなたの世帯の収入月額を算出してください。

- ① 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。
- ② それぞれの年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し収入月額を算出します。

《算式1》

{	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年間総所得金額</td> <td style="width: 50%;">個別の特別控除</td> </tr> <tr> <td>表1より算出した金額</td> <td>ひとり親 35万円 寡婦 27万円 所得控除 10万円</td> </tr> </table>	年間総所得金額	個別の特別控除	表1より算出した金額	ひとり親 35万円 寡婦 27万円 所得控除 10万円	-	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一般控除</td> <td style="width: 50%;">その他の特別控除</td> </tr> <tr> <td>38万円× 同居・扶養 親族数</td> <td>障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上 23歳未満の者25万円 老人扶養親族10万円</td> </tr> </table>	一般控除	その他の特別控除	38万円× 同居・扶養 親族数	障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上 23歳未満の者25万円 老人扶養親族10万円	+	}	÷ 12
年間総所得金額	個別の特別控除													
表1より算出した金額	ひとり親 35万円 寡婦 27万円 所得控除 10万円													
一般控除	その他の特別控除													
38万円× 同居・扶養 親族数	障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上 23歳未満の者25万円 老人扶養親族10万円													
<p>収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算して(マイナスのときは0とする)出た金額を合算した金額</p>														

計算した収入月額が**158,000**円以下(裁量階層世帯(10頁3③参照)の場合は、**214,000**円以下)であれば、申込みができます。

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
I	0~104,000	IV	139,001~158,000
II	104,001~123,000	V	158,001~186,000
III	123,001~139,000	VI	186,001~214,000

裁量階層世帯の方に限り申込みができます

●表中の区分について

区分①…裁量階層世帯(10頁3③)に該当する世帯)が該当します。

区分②…裁量階層世帯以外の一般世帯が該当します。

●言葉の説明

年間総収入金額…給与又は年金等による1年間の税込みの収入(源泉徴収票の「支払金額」)のことです。

年間総所得金額…給与所得者又は年金受給者の方は、年間総収入金額から表1(次頁参照)の方法で算出した1年間の所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)のことを、自営業者等の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

注：前年1月2日以降に就職・転職等された方は、直近の状況をもとに1年間の所得金額を算出します。

《表1 年間総所得金額の算出の方法》

(公的年金以外の場合)

年間総収入金額 (円)	年間総所得金額	年間総収入金額 (円)	年間総所得金額
0～550,999	0円	1,624,000～1,627,999	1,074,000円
551,000～1,618,999	総収入金額-55万円	1,628,000～1,799,999	A×0.6+10万円
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	1,800,000～3,599,999	A×0.7-8万円
1,620,000～1,621,999	1,070,000円	3,600,000～6,599,999	A×0.8-44万円
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	6,600,000～8,499,999	総収入金額×0.9 -110万円

(注) Aの計算は、 $\frac{\text{年間総収入金額}}{4,000} = \square$ (小数点以下切り捨て)

$$\square \times 4,000 = A$$

(公的年金の場合)

64歳以下の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入-60万円
130万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75-27万5千円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85-68万5千円
65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入-110万円
330万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75-27万5千円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入×0.85-68万5千円

(注意)

遺族年金、障害年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象となりません。

●収入基準の計算対象とならないもの

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象となりません。

●収入計算で控除する金額

年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族	申込家族のうち申込者以外の方	一人につき 38万円
	扶養親族	申込家族に入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特 別控 除	ひとり親	・ ①～③のすべてに当てはまる方 ① 現に婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明の方 ② 本人の合計所得金額が500万円以下の方 ③ 扶養親族となる子がいる方	その人の所得から 35万円
	寡婦	・ ひとり親に当てはまらず、合計所得金額が500万円以下の方で、①又は②のいずれかに当てはまる方 ① 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明の方 ② 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方	その人の所得から 27万円
	所得控除	・ 所得税法改正により基礎控除に振替えされた給与所得控除又は公的年金等控除の合計額	その人の所得から 10万円
その他の特 別控 除	障害者	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 3～6級 ・ 精神障害者保険福祉手帳 2・3級 ・ 愛護手帳 3・4度 ・ 療育手帳 B・C判定 ・ 戦傷病者手帳 第4項症～第4目症 	一人につき 27万円
	特別障害者	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1・2級 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 愛護手帳 1・2度 ・ 療育手帳 A判定 ・ 戦傷病者手帳 特別項症～第3項症 ・ 被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者 	一人につき 40万円
	16歳以上 23歳未満の者	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方（控除対象配偶者は除く）	一人につき 25万円
	老人扶養親族	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 10万円

(注意) 婚約者は同居親族に含まれますが、胎児は含みません。なお、年齢は申込日現在の満年齢とします。